

## 落札後の手続(自動車)

### 1 落札者の決定

入札期間終了後、丸亀市は開札を行い、入札金額が予定価格以上でかつ最高価格である入札者に決定します。

### 2 落札者への連絡(必要書類の送付)

入札後、丸亀市から落札者として決定された方に、契約締結に関する書類を郵送します。

- ① 物品売買契約書(2部)
- ② 契約保証金充当依頼書兼売払代金充当依頼書(1部)

### 3 必要書類の提出

送付した書類(上記①②)に必要な事項の記入及び押印していただき、必要書類(下記③④)を添付して丸亀市まで提出してください。(送付にかかる費用は、落札者の負担になります。)

- ③ 個人の場合 住民票抄本(原本)1部  
法人の場合 法人登記簿謄本(原本)1部
- ④ 印鑑登録証明書(原本)1部

※案件により、その他必要となる書類がある場合は、個別にお知らせします。

### 4 契約

ご提出いただいた売買契約書については、丸亀市で内容を確認・押印後、1部を返却します。

### 5 売買代金の納付

売買代金の残金分について、納付書を送付しますので、指定する納付期限までに納付書に記載の金融機関にて納付してください。

**売買代金の残金 = 落札金額 - 契約保証金額**

※すでに納付されている入札保証金は、契約保証金に充当します。

※納付にかかる手数料等に関しましては、落札者のご負担になります。

納付確認まで時間を要しますので、売買代金納付後に納付の証として、領収書の写しをメールまたはファックスしてください。

## 6 車両の引渡し

契約の締結及び売買代金の納付後、車両を引き渡します。

- ① 車両の引渡し日時は開庁日の8時 30 分から17時 15 分の間で、相談の上決定します。引渡し場所は車両保管場所になります。
- ② 車両の引渡しは落札者本人を原則としますが、運送業者でも可能とします。事前に相談してください。なお、車両の輸送が必要な場合は、落札者にて手配してください。なお、その費用につきましても落札者の負担になります。
- ③ 落札者本人が車両を引取る場合は、同時に関係書類をお渡しします。運送業者の場合は、車両のみ渡し、関係書類は別途落札者本人に送付します。
- ④ 落札者は、車両と関係書類を受領後、直ちに丸亀市が準備する受領書を提出してください。
- ⑤ 車両の所有権移転等の登録手続は、落札者にて行ってください。その費用は落札者の負担になります。なお、手続が完了しましたら、速やかにそのことがわかる書類の写しを提出してください(郵送・メール・ファックス可)。